

松江市福祉医療費助成制度（ひとり親）のご案内

制度の内容

助成対象者の医療費自己負担の一部を助成します。（保険適用外の費用や、入院時の食事代は助成対象外）

対象となる方（所得制限あり）

- ①対 象 者：18 歳未満または高校3 学年修了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童。
- ②所得要件：前年の所得税が非課税の世帯、または児童扶養手当の所得要件に該当する世帯（松江市単独事業）
※所得税非課税の判定は、H22 年度税制改正前の扶養控除を加えた旧税額で行います。

申請の手続き

松江市役所子育て給付課または各支所市民生活課の窓口へ交付申請書（必要書類等添付）を提出してください。
助成対象の方に福祉医療費医療証を交付します。

資格の更新手続き

本制度は毎年更新の手続きが必要です。（更新手続期間8月1日～9月30日、更新日10月1日）
期限までに提出いただいた更新申請書（必要書類等添付）に基づいて資格を判定し、助成対象の方には医療証を交付します。

申請（交付・更新）に必要なもの

- ① 申請者及び対象児童の保険情報がわかるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など）
- ② 申請者及び同一世帯の方のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ③ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署等から発行された顔写真付きの証明書等）
- ④ 在学証明書（次期更新までに18 歳になる児童、または18 歳以上20 歳未満で高校在学中の児童）
- ⑤ 戸籍謄本（該当者のみ。養育者、ひとり親であることが確認できない方など。）
- ⑥ その他必要な書類

医療費の自己負担額

○原則、医療費を1割負担で受けることができます（負担限度額あり）。

- ・医療費の負担限度額（1つの医療機関における1か月の自己負担上限額）

負 担 区 分	入 院	通 院
住民税課税世帯	20,000 円	6,000 円
住民税非課税世帯	2,000 円	1,000 円

○院外処方の薬代や補装具、訪問看護（医療保険適用のものに限る）、療養費（医師の同意書が必要）などの場合は、自己負担はありません。

福祉医療証の使い方

① 県内受診

医療機関（病院・診療所・薬局など）の窓口へ、保険情報がわかるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書など）と福祉医療証を提示してください。

他の医療費助成制度の医療証（子ども医療証など）をお持ちの方は、必ず合わせて提示してください。

② 県外受診

県外の医療機関では、原則、福祉医療証が使用できません。

医療機関で医療費を一度お支払いいただき、後日、福祉医療証との差額を松江市へ還付請求してください。

※福祉医療証の提示漏れなどによる差額も還付請求が可能です。（請求期限：領収日から2年）

※鳥取県・広島県・山口県の一部の医療機関では福祉医療証が使用できます。

（詳細は松江市ホームページに掲載しています。）

届出が必要なとき

次の場合は届出が必要です。()内は必要書類。

- ① 氏名が変わったとき(福祉医療証)
- ② 住所が変わったとき(福祉医療証、賃貸の場合は住居確認書類)
- ③ 加入している健康保険が変わったとき(福祉医療証、保険情報かわかるもの)
- ④ 紛失などにより医療証の再交付を受けるとき(本人確認書類)
- ⑤ 転出や離婚(事実婚含む)などにより受給資格が無くなるとき(福祉医療証)
- ⑥ 交通事故にあったとき(福祉医療証)

※世帯構成に変更があったときなどは、届出により負担限度額が変更になる場合があります。

※転出や離婚などにより受給資格が喪失した場合や、学校内での怪我による受診の場合は、福祉医療証は使用できません。使用した場合は医療費助成額をお返しいただくことになります。

※第三者行為(交通事故などの他人の行為による怪我や病気)による受診の際は、福祉医療証を使用しないでください。

医療費の還付について

還付請求の期限は、領収日から2年以内です。請求の際は次のものがが必要です。

- ① 領収証(受診者氏名、受診期間、保険診療点数、自己負担額、領収印等の記載があるもの)
- ② 通帳・キャッシュカードなどの振込先がわかるもの
- ③ 福祉医療証
- ④ 診断書や医師の同意書(治療用補装具、療養費の場合)

※健康保険等から附加給付がある場合は、支給明細など給付額がわかるものがが必要です。

ひとり親家庭の所得制限について

島根県の制度では所得税非課税世帯の方のみ対象ですが、松江市では児童扶養手当の所得要件に該当する方も対象となります。(※世帯分離をされていても、同じ住所にお住まいの方は判定の対象となります。)

【参考：
児童扶養手当の
所得制限
(R6.11～)】

扶養親族等の数	本人所得額	同居の扶養義務者
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人	3,600,000円	3,880,000円
5人	3,980,000円	4,260,000円
加算額	◎老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき 100,000円 ◎特定扶養親族1人につき 150,000円 ◎老人扶養親族1人につき 60,000円 (扶養親族等が全て70歳以上の場合は1人を除く)	

※扶養親族等が1人増えるごとに制限額が38万円ずつ加算されます。

※扶養親族等の数には年少扶養を含みます。

※特定扶養親族の加算は、前年(申請日が1月から6月の間は前々年)の12月31日において16歳以上19歳未満の方を所得税法上の扶養親族としている場合に対象となります。

◎所得の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費(給与所得控除額)－80,000円－諸控除

※諸控除…障害者控除、勤労学生除、医療費控除など

お問い合わせ・受付窓口

《松江市役所 子育て給付課》〒690-8540 松江市末次町86番地 TEL：0852-55-5335

《各支所 市民生活課》	鹿島支所	TEL：0852-55-5704	玉湯支所	TEL：0852-55-5784
	島根支所	TEL：0852-55-5724	宍道支所	TEL：0852-55-5806
	美保関支所	TEL：0852-55-5744	八束支所	TEL：0852-55-5824
	八雲支所	TEL：0852-55-5764	東出雲支所	TEL：0852-55-5844